2　農業委員の選出方法の変更

(一)　農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て任命することとし、農業委員を任命しようとするときは、あらかじめ候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集し、その結果を尊重しなければならないこととした。（第八条第一項及び第九条関係）

(二)　市町村長は、農業委員の任命に当たっては、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないこととするとともに、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこととした。（第八条第五項及び第六項関係）

3　農地利用最適化推進委員

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととし、農地最適化推進委員は、農業委員会が定める区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うこととした。（第一七条第一項～第三項関係）

4　農業委員会ネットワーク機構

(一)　農林水産大臣又は都道府県知事は、(二)の業務を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を、農業委員会ネットワーク機構（以下「機構」という。）として指定することができることとした。（第四二条関係）

(二)　機構は、農業委員会に対する支援、農地に関する情報の収集、整理及び提供等を行うこととした。（第四三条関係）

(三)　機構は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないこととした。（第五三条関係）

三　農地法の一部改正関係

1　農地を所有できる法人の要件を緩和するとともに、農業生産法人という呼称を農地所有適格法人に改めることとした。（第二条第三項関係）

2　都道府県知事等の農地転用の許可に際しては、農業委員会は都道府県知事等に意見を送付することとし、農業委員会は、三〇アールを超える農地について意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならないこととした。（第四条及び第五条関係）

四　その他

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律について所要の改正を行うとともに、農業倉庫業法を廃止することとした。

五　施行期日等

1　政府は、農業者をはじめ、農業協同組合及び農業委員会の関係者による徹底した議論を促すことにより、意識の啓発を図り、この法律に基づく改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進することとした。（附則第五一条第一項関係）

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、農業協同組合等の改革の実施状況等を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第五一条第二項関係）

3　政府は、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに農業協同組合等の改革の実施状況の調査を行い、検討を加えて、結論を得ることとした。（附則第五一条第三項関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（法律第六四号）（内閣官房）

1　総則

(一)　目的

この法律は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成一一年法律第七八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　基本原則

(1)　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更等に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならないこととした。（第二条第一項関係）

(2)　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護等の事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならないこととした。（第二条第二項関係）

(3)　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならないこととした。（第二条第三項関係）

(三)　関係者の責務

国及び地方公共団体並びに事業主の責務を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

2　基本方針等

(一)　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第五条関係）

(二)　都道府県及び市町村は、基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることとした。（第六条関係）

3　事業主行動計画策定指針

内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、基本方針に即して、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならないこととした。（第七条関係）

4　一般事業主行動計画

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三〇〇人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならないこと等とした。（第八条関係）

5　特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関等で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画を定めなければならないこととした。（第一五条関係）